

ふらのワイン倶楽部会員規約

富良野市ぶどう果樹研究所（以下、「当所」）が運営するふらのワイン倶楽部（以下「当会」）の提供する特典をご利用いただくための条件を、会員規約（以下「本規約」）として以下のとおり定めます。

第1条（目的）

本会は、ふらのワインを愛飲する方々が会員となり、会員同士の親睦を図り、当所と顔の見える関係をつくる目的で設立するものであり、その趣旨に賛同いただいた会員の皆様に、当会が提供する特典をご利用いただくため、ここに規約を定めるものです。

第2条（会員）

1. 会員とは、下記の2種類とします。

(1) ゴールド会員

富良野市民に限らず、ワイン会などに来ることができる方

(2) シルバー会員

富良野市民に限らず、会員の特典を受ける方

2. 会員とは、下記の条件を満たした個人とし、本規約を承諾した上で、入会申込みを行い、年会費を納入いただき、当所が入会を承認した方とします。

(1) 申し込み時点において満20歳以上の個人であること

(2) 申告する情報のすべての項目に関して、虚偽がないこと

3. 会員は、会員が有する権利を、他人に貸与、転売、譲渡等することはできません。

4. 会員は、届け出事項に変更があった場合は、当所に届けるものとします。

第3条（年会費）

会員は、入会時および更新時に、その年度に定めた年会費を納めることとします。ただし、途中入会の場合は、残された期間に応じた金額を納めることとします。但し、ワイン会などに出席できない場合や特典を受けないことがあっても、返金しないものとします。

第4条（有効期間）

会員の有効期間は、年度ごとに4月1日から3月31日までの1年間とします。ただし、途中入会の場合は、入会日から3月31日までとします。

第5条（特典）

会員は、年度に当所が提示する特典を受けることができます。

第6条（会員証）

会員の証として、会員証を発行します。

1. 会員証は、他人へ貸与、転売、譲渡等することはできません。

2. 会員が特典を受ける際、会員証を提示いただきます。

第7条（会員の更新）

会員の更新は1年ごとの自動更新とします。更新を希望しない場合、当所にその旨を申し出るものと

します。

第8条（退 会）

会員は、年度途中においても、退会することができるものとします。その場合、年会費等の返還は一切行わないものとします。

第9条（会員資格の喪失）

当所は、会員が次の各号に該当する場合、当該会員の登録を抹消することがあります。

- (1) 当所および当所の関係者、当会会員、他のワイナリーや商品を誹謗中傷するなどの行為
- (2) 法令または公序良俗に違反する行為、およびその恐れがあると当所が判断した行為
- (3) 本規約に違反する行為を行った場合
- (4) その他、当所が会員として不相当と判断した場合

第10条（個人情報の取り扱い）

1. 当所は、次の各号を利用目的として、会員本人の同意に基づき、会員の個人情報を取得し、利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを利用します。

- (1) 提供する特典・イベント・商品等のご案内
- (2) 当会刊行物および資料類の送付
- (3) 当会に関する問い合わせ、申込み等に対する受付、確認及び連絡
- (4) 当所の各種事業の向上や新規事業開発のための統計的な情報集計・分析

2. 収集した個人情報は、法令等により求められまたは認められた場合を除き、会員本人の同意を得ることなく、第三者に開示・提供することはいたしません。ただし、データを統計的に処理し個人を特定できない形で公表することがあります。また、業務の効率化を図るため、個人情報を取扱う業務の一部を第三者に委託する場合があります。この場合は、業務委託先と個人情報の取扱いに関する契約等を締結し、個人情報の安全管理のための必要かつ適切な管理・監督を行います。

3. 会員から、会員本人に関する個人情報の開示、訂正、削除、利用停止または消去の求めがなされた場合、ご本人確認の上、速やかに対応いたします。

4. 個人情報の開示等の請求および苦情等のご相談は、当所窓口までご連絡ください。

第11条（免責事項）

1. 当所は、当会の活動に際し会員に生じた損害について、本規約にて明示的に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2. 当所は、当会の活動による、会員同士または会員と第三者との間で生じた紛議・紛争に対して一切の責任を負わないものとします。

第12条（損害賠償）

会員は、当会の活動により当所またはその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。

第13条（事務局）

当会の運営業務は、ふらのワイン倶楽部事務局（富良野市ぶどう果樹研究所業務課）が行い、問い合わせ先は次に定めるものとします。電話番号：0120 - 87 - 8172（富良野市ぶどう果樹研究所業務課）

第 14 条（その他）

本規約に定めのない事項は、当所並びに会員の合議によるものとする。

（附則）

本規約は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

令和 8 年 4 月 1 日 一部改正